

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る

一部負担金等の支払いの免除について

この度の、平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当健康保険組合では、平成 30 年 7 月豪雨災害により甚大な被害を受けられた加入者の方につきまして、平成 30 年 7 月 5 日から令和元年 12 月 31 日の間で、医療機関等の窓口における一部負担金等の支払いの免除を行っているところですが、この取り扱いを、**令和 2 年 6 月末日（※岡山県新見市のみ令和 2 年 3 月 31 日）**まで延長することとしましたのでお知らせ致します。

対象者（以下の 1 及び 2 のいずれにも該当する方）

- 平成 30 年 7 月 5 日時点で「平成 30 年 7 月豪雨に係る災害救助法適用市町村（内閣府ホームページ参照）」に住所を有していた当健康保険組合の被保険者又は被扶養者（災害発生時以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）
 - 岡山県 / 倉敷市、総社市、浅口郡里庄町・・・免除措置の期限：令和 2 年 6 月 30 日
 - 岡山県 / 新見市・・・免除措置の期限：令和 2 年 3 月 31 日
 - 広島県 / 安芸郡坂町・・・免除措置の期限：令和 2 年 6 月 30 日
- 平成 30 年 7 月豪雨を原因として、次のいずれかの状況にあり、当健康保険組合に対して一部負担金等免除申請を行い、一部負担金等免除証明書の交付を受けた方
 - 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合
 - 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
 - 主たる生計維持者の行方が不明である場合
 - 主たる生計維持者が業務を廃止し又は休止した場合
 - 主たる生計維持者が失職し現在収入がない場合

※ 医療機関等の窓口における一部負担金等の支払いの免除を受けるためには、「健康保険被保険者証」と「一部負担金等免除証明書」を医療機関等の窓口で提示する必要があります。